

平成 26 年度第 1 回 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会 結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 15 日 (月) 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 みえ県民交流センター ミーティングルーム B
- 3 出席者 運営委員会委員 5 名
(吉川委員・山本委員・岡村委員・別府委員・鈴木委員)
- 4 事務局 5 名 (北村次長、中尾課長、松本班長、東山、鈴木 (菜))
- 5 傍聴人 1 名
- 6 議事内容 以下のとおり。

1 あいさつ

- ・ 北村次長あいさつ

2 運営委員会について

- ・ 設置要綱第 3 条 3 項の規定により、山本委員を委員長、吉川委員を副委員長に選出。

3 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金事業について

○事務局から基金概要・事業を説明

(委員からの質問等)

- ・ 寄附金はいつから集め始めたのか。

平成 25 年 12 月頃から始めた。今年の 10 月頃から寄附金が増えてきており、現在企業にもまわって寄附を募っている。

- ・ 県内の大規模災害と書かれているが、県外の大規模災害には適用しないのか。

A 事業 (= 緊急支援活動)・B 事業 (= 継続支援活動補助) は、県内に限っている。みえ災害ボランティア支援センターの場合は、県外の発災も適用できる。

- ・ B 事業の書類審査は、運営委員会で行うのか。

実施要領 (案) 第 8 条 2 項には、『知事は前項の選定にあたっては、必要に応じて、要綱第 6 条の規定に基づいて設置される「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」の委員を含む有識者等の意見を求めるものとする。』とある。選定するのは委員会ではなく知事であり、選定する上で、委員を含む有識者の意見を聞くということになっている。

- ・ 前回の協定締結団体は、平成 26 年度も助成先団体に決定しているのか。

平成 25 年度に協定を結び、1 年経過したところで確認し、現在も継続となっている。

・ 掃除、片付け、炊き出しのような一般的な災害ボランティアのニーズには、社会福祉協議会、地域のボランティア団体などの多くの支援団体が活動できる。

しかし、災害現場のニーズは多様であり、災害前から社会的弱者の立場にあった人々は、災害時にはさらに支援が必要となる。A 事業は、このような支援が止まってしまうように、日頃から地元で活動している団体に、事前に災害時の計画をたててもらい、立ち上げの 2 か月を応援するものである。発災時から 2 か月間で 120 万円を原資に活動を行ってもらい、2 か月後は、他の助成制度などを使って継続していってもらうものである。

B事業は、大規模災害時は長期間支援に入ってくれる団体があるが、多くの場合、団体の財政基盤は脆弱であり、長く活動すればするほど財政基盤がやせ細っていく傾向にある。継続的な活動をしてもらうため、そのような団体を支援しようというものである。

○「NPO活動促進事業」について、事務局から基金概要・事業を説明

・日頃から地域で活動している団体に災害時も活動してほしいと考えていたが、災害時にきちんと活動をしてもらうためには、日頃の活動もしっかりしていないといけないので、平常時からの補助金事業を考えたが、うまくいかなかった。

4 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】について

○募集要項、選定方法、スケジュールを事務局から説明。

(委員からの質問等)

・応募書類については、できる限りで簡略化するか、記載例をつけではどうか。

宿題とする。

・プレゼンテーションの際に、応募書類とプレゼン用の資料の内容が違うことがあり、どの書類を見ればいいのかわからなくなる。

・基準について、過半数の委員が50パーセント未満だと失格というのはなぜか。

多くが極端に低い点数をつけた団体は除外し水準を確保するためである。

・各団体の評点は公表されるのか？

前は、項目ごとの合計点数と審査結果のコメントを各団体に送付し、三重県HPには総合点を公表した。

・三重県に活動に拠点を置くということは、全国で活動する団体でも支所が三重にあればいいのか。

よいと考える。

・市町の社会福祉協議会は、市町内だけになるので、市町域をまたいでないのが対象外である。市町行政と相談して予算を確保してもらいたい。

○第2回運営委員会および公開プレゼンテーションについて事務局から説明。

・団体選定の際は、非公開とする。

(委員からの質問等)

・評価項目は公開されるのか。選定されなかった団体は、その理由はわかるのか。

評価項目は募集要項に書かれている。コメント欄で理由を示すことができると考える。

5 その他

○B事業の申請書(案)について事務局から説明。

(委員からの質問等)

・30万円の補助のためにこれだけ多くの資料を作成するのは難しいと思う。もちろん大事な財源ということはわかるが、支援活動中にここまでの書類を準備できる団体は限られると思う。

県外の団体が、県内の支援にあたる場合も補助できるので、その場合であれば可能と考えている。

・HPに掲載されるのか。

県HPに要綱や様式が確定したら掲載する。

・書類の書き方については、中間支援組織のアドバイスや聞き取りなどの支援を受けながらであればでき

るかもしれない。各市町の市民活動センターに、(連携団体としてではなく)団体を推薦できるなどの役割があるといいだろう。

- ・記入例があるだけで、質問の意図がわかりやすくなると思う。

その方向で考える。

- ・申請書については、赤い羽根共同募金の東日本支援の助成(短期・中長期)や選考を参考にしてみてもどうか。

- ・A事業、B事業ともに、災害の規模が大規模なものと想定され、水害や雪害の1か月～3か月の災害だと適用できない。寄附者からみて、自分の寄附が県内災害であっても活用されないというのは問題ではないか。B事業を短期的に使いやすいものにアレンジするか、短期の災害に活用できる事業をつくれば寄附者へも説明が付き、その活用実績がPRにつながるのではないかと思う。

条例の第2条に「『大規模な』災害によって被災した県内外の地域における復旧復興のために」という記述があり、制約がある。

- ・「大規模な災害」の定義は何か。

「大規模な災害」は、災害救助法等の対象となる災害で、現地災害ボランティアセンターとみえ災害ボランティア支援センターが設置される地震、水害等の災害を想定している。

- ・条例自体は、東日本大震災の災害イメージに引っ張られたように思う。A事業はインフラ自体も止まってしまう場合を想定しているが、今になって考えてみると、B事業は短期災害にも対応した支援も適用できることが必要と思う。